

広島県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年七月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島本郷忠海線	三原市小泉町字油田乙三三〇九番地先から 三原市小泉町字烏帽子岩三九三二番一地先まで	平成二十四年七月二日